令和5年8月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月8日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社みず季野観光（法人番号：8040002097445）　代表者　清水　克巳
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県野田市目吹2532-2 （本社営業所）　千葉県野田市目吹2532-8
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　90日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第20条
（６）違反行為の概要	令和4年11月24日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　9点 当該事業者の累積点数　9点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年8月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月8日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社群馬赤城高原交通（法人番号：8070001028118）　代表者　大島　一美
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　群馬県渋川市渋川3575-2 （本社営業所）群馬県渋川市渋川3575-2
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第10条
（６）違反行為の概要	令和5年1月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃又は料金の割戻しの禁止違反(道路運送法第10条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年8月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月8日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社とらバス（法人番号：8380002015612）　代表者　寺岡　忠
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県熊谷市佐谷田字伊勢前3565 （本社営業所）埼玉県比企郡滑川町大字山田2185-2
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
（６）違反行為の概要	令和5年2月9日及び令和5年3月2日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年8月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月8日
（２）事業者の氏名又は名称	中田商会株式会社（法人番号：4030001031888）　代表者　中田　盛夫
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県幸手市権現堂148-1 （本社営業所）埼玉県幸手市権現堂148-1
（４）行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
（６）違反行為の概要	令和5年4月25日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　5点 当該事業者の累積点数　5点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年8月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月8日
（２）事業者の氏名又は名称	つばさ観光バス株式会社（法人番号：3030001018449）　代表者　齋藤　清和
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県蓮田市大字井沼478-1 （本社営業所）埼玉県蓮田市大字井沼478-1
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	道路運送法第23条第3項
（６）違反行為の概要	令和5年6月20日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)